注射薬品名	規格単位	薬価円
（り）		
リクシアナＯＤ錠15mg	15mg１錠	294.20
リクシアナＯＤ錠30mg	30mg１錠	538.40
リクシアナＯＤ錠60mg	60mg１錠	545.60
（あ）		
アコアラン静注用1800	1,800国際単位１瓶（溶解液付）	84,861
（い）		
インフリキシマブＢＳ点滴静注用100mg「あゆみ」	100mg１瓶	56,382
インフリキシマブＢＳ点滴静注用100mg「ＣＴＨ」	100mg１瓶	56,382
インフリキシマブＢＳ点滴静注用100mg「日医工」	100mg１瓶	56,382
（え）		
エルカルチンＦＦ静注1000mgシリンジ	1,000mg５mL１筒	1,035
（り）		
リツキシマブＢＳ点滴静注100mg「ＫＨＫ」	100mg10mL１瓶	24,930
リツキシマブＢＳ点滴静注500mg「ＫＨＫ」	500mg50mL１瓶	122,143
（れ）		
レパーサ皮下注420mgオートミニドーザー	420mg3.5mL１キット	44,481

外用薬品名	規格単位	薬価円
（え）		
エムラパッチ	１枚	251.60

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第二条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六　療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品	第六　療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品
使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（平成二十八年十月一日以降においては別表第１に収載されている医薬品を、平成二十九年四月一日以降においては別表第２に収載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第４に収載されている医薬品を、平成三十年四月一日以降においては別表第５に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第３（平成三十年四月一日以降においては別表第６に収載されている医薬品を除く。）に収載されている医薬品	使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（平成二十八年十月一日以降においては別表第１に収載されている医薬品を、平成二十九年四月一日以降においては別表第２に収載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第４に収載されている医薬品を、平成三十年四月一日以降においては別表第５に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第３に収載されている医薬品